

生ける基本条例の6原則

5月25日作成

NO1

(1) 総合性の原則

(重要な制度の項目は最大限網羅する)

大事な制度を自治基本条例に盛り込んでいるかどうか。
〔議会・議員〕〔行政の公正〕〔見直し手続き〕などについて必ず規定する必要があります。

(2) 水準性の原則

(個別の制度の内容を吟味して高いレベルを確保する)

項目は、いろいろ入っていても、書いている内容のレベルが低いのでは困ります。個別制度の内容をきちっと吟味して、高いレベルを確保しなければならない、低位平準化ではなく、高位平準化を目標にすべきです。

(3) 具体性の原則

(条文は具体的意味内容を表すものでなければならない)

これは抽象的な理念の記述になってはならない、条文は具体的な意味内容を表すものでなければならない。

総合計画における市民参加、条例制定における市民参加、予算編成における市民参加等々です。

そのようなことをふまえて条例は具体的に制定する必要があります。

(4) 相乗性の原則

それぞれの制度は、バラバラに存在するだけでは効果が薄れます。お互いに関連して活用してこそ大きな効果が生まれます。

(情報公開と市民参加の関係、政策評価と市民参加の関係等々この条例で定める市政の制度を可能な限り相互に関連づけて活用し、相乗的な効果をあげるように務める)

自治基本条例の6原則

NO2

(5) 関連性の原則

条例は、具体的であるのがよいと思いますが、それではボリュームが膨大になり、また複雑になりますので、

『総合型自治基本条例』の方法が良いと思います。

すなわち、自治基本条例において、詳細は、関連条例にゆだねることを明記して、自治基本条例プラス関連条例というかたちの総合型基本条例の算定が良いとおもいます。

(6) 最高性の原則

自治基本条例は自治体の最高規範です。2つの意味があります。

ひとつはこの条例に違反するその他の条例や規則は制定してはならないということです。もうひとつは国レベルの法律とか政策などとの関係の問題です。自治体は国の法律、政策、制度を自由に解釈できますが、解釈するときの最高基準が自治基本条例だといえます。日本国憲法、法律、政令等を独自に解釈し、運用する場合も、自治条例に照らして、自主的、民主的に判断するようにつとめる。

自治基本条例論 より

神原 勝 著